

様式第 1 号

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	スカイプラザ浜大津のスタジオ等の利用料金の還付		
根 拠 法 令 名	大津市スカイプラザ浜大津条例		(条項) 第 8 条
基 準 法 令 名	大津市スカイプラザ浜大津条例		(条項) 第 8 条
所 管 部 署 名	市民部 文化・青少年課 文化振興係		
標 準 処 理 期 間	3 0 日	法 定 処 理 期 間	一 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>利用料金は、大津市スカイプラザ浜大津条例第 8 条ただし書きに規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに掲げる場合に還付するものとし、その場合における還付する金額は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) プラザの管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額</p> <p>(2) 天災その他使用者の責めによらない理由により、使用することができなくなった場合 全額</p> <p>〔根拠法令等〕          大津市スカイプラザ浜大津条例          (利用料金の不還付)</p> <p>第 8 条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。